

入札監理小委員会における審議の結果報告 東京国立博物館等の施設管理・運営業務

(独) 国立文化財機構の東京国立博物館等の施設管理・運営業務については、平成 21 年 10 月から 2 年 6 か月間の契約期間として民間競争入札を実施しているところ。契約期間終了後の平成 24 年 4 月からの事業については、3 年間の複数年契約により民間競争入札を実施する旨、公共サービス改革基本方針(別表)に定められている(2 期目)。

これに基づき、当該民間競争入札の実施要項(案)を入札監理小委員会において審議を行ったので、その結果を以下のとおり報告する。

1 業務範囲の変更について(実施要項 4 頁)

【論点】

清掃業務については、文化財特有の虫害予防を考慮する必要から、展示内容の変更に応じて頻度や内容を見直すべきであり、業務の包括化に伴う汎用仕様書の範囲外として必要に応じて別契約を実施せざるを得ない状況にあることから、契約事務の効率化のため包括化の範囲から外すことを検討すべきではないか。

【対応】

清掃業務については、包括化の範囲から除外し、機構が別途、委託することとした。

2 統括責任者の体制について(仕様書 3 頁)

【論点】

業務の包括化に伴って導入した統括責任者を選任したことが、コスト増の要因の一つであったが、統括責任者については専任とせず、各業務責任者のうち常駐者が兼務する体制を導入すべきではないか。

【対応】

統括責任者は、関係業務統括業務と維持管理業務の遂行に支障のない範囲で業務を兼務できることとした。

以上